

# トルコにおける比例代表選挙制

—個人票の重み—

はさま  
間

やすし  
寧

- I 序論
- II 方法論
- III 結果
- IV 結論

## I 序 論

### 1. 比例代表制での代表活動

国会議員による代表活動 (representation) の研究は、もっぱら英米の小選挙区制を中心に進められてきた<sup>(注1)</sup>。小選挙区制では国会議員と有権者のつながりが最も強いと考えられているからである。他方、比例代表制では、政党リストを決定する党執行部へ権力が集中したり、大規模選挙区のために国会議員と有権者の結びつきが希薄になると言われる。しかし、これらの主張は「ほとんど検証されていない」<sup>(注2)</sup>。その理由は、比較可能な国別研究が欠如していることである。本稿は、比例代表制の一例として、トルコにおける国会議員と有権者のつながりに焦点を当てる。

トルコは1946年に、一党独裁制<sup>(注3)</sup>から複数政党制へ移行した。選挙制度としては当初、比較多数制 (majoritarian system) を採用した。同制度では、選挙区における第1党が選挙区議席のすべてを獲得する。同制度が採用された主な理由は、一党独裁時代の支配政党である共和人民党が、その影響力を維持しようとしたことがある。しかし、複数政党制への移行後2回目の総選挙（1950年）で、同党は早くも野党に転落した。代わって政権に就いた民主党は、その後の選挙でも勝利を重ねるが、1950年代後半に独裁化し、野党への弾圧を強めた。学生を中心とする反政府運動の高まりに対して民主党政府が軍隊を用いようとするが、軍部は逆にクーデターを起こした。

その後制定された1961年憲法が比例代表選挙制度を取り入れた。それは、第1党が強大化しないために同憲法が採用した諸制度のひとつであり、1961年総選挙以来施行されている。トルコの国政選挙は一般的に、大きな不正もなく行なわれると考えられている。それは、頻繁に政

〔謝意〕 本稿の執筆にあたっては、まず資料収集でトルコ国会図書館の方々の協力を得た (Deli toplama ile ilgili olarak Türkiye Büyük Millet Meclisi Kütüphanesi'nin bütün mensuplarına teşekkür borçluyum)。次にデータ処理でアジア経済研究所統計調査部電子検索課長代理の野田容助氏に、お世話になった。さらに、複数のレフェリーより多くの貴重なコメントをいただいた。これらの方々に対し、記して謝意を示したい。

権交代が起こることからもある程度理解できる。1961年以来9回の総選挙で、選挙前の与党が勝利したのは4回だけであった（表1）。現職国会議員も次期選挙での勝利を決して確信できない。彼らの再選の条件を考える上で比例代表選挙制度での投票者行動に目を向ける必要がある。

確かに、トルコでも有権者は基本的には政党リストに投票することが定められており、有権者の投票決定において政党は最も重要な要因である。しかし、この国では国会議員と有権者の結びつきが、一般に比例代表制から想像されるよりも強いように思われる。例えば投票行動において、候補者への信頼度も無視できない要因となっている。トルコ各地の約1800名の有権者を対象にした調査によれば、「自分が信頼している候補者がもし別の政党から出馬してもその候補に投票する」と答えた者は全体の4分の1にのぼった<sup>(注4)</sup>。また、トルコ大国民議会（ト

ルコ語名 Türkiye Büyük Millet Meclisi；英語名 The Turkish Grand National Assembly；以下トルコ国会と省略）へ毎日約2万人の市民が訪れるが、その目的のほとんどが地元出身国会議員への陳情である。さらに、国会議員が政党を鞍替えすることも珍しくない。

トルコでは、「個人票」(personal vote)<sup>(注5)</sup>と言われる、候補者の属性のゆえに投じられる票が、比例代表制としては多いのではないだろうか。その主な理由は、トルコの選挙区規模が比例代表選挙制度にしては比較的小さいことである。トルコには100を越える選挙区があり、その規模は最小で2人区（つまり小選挙区より1人多いだけ）、最大でも6人区である。このような状況では、有権者は投票する際に政党リストの中の候補者を容易に認識できることになり、候補者としては所属政党に加えて自分自身をも売り込むことが必要になる<sup>(注6)</sup>。そのため、トルコの比例代表制選挙では、政党のみならず候補者の属性による競争が存在すると考えられる。

## 2. 個人票の指標：質問

本稿の中心的主張は、比例代表制の下でもトルコのように選挙区規模が比較的小さければ、国会議員個人を意識して投じられる票が重要になるということである。個人票を直接測定することはできないが、国会議員が個人票をどれだけ意識しているかを調べることにより、個人票の重要性を間接的に測ることができよう。その際に、国会議員が個人票を意識している度合の指標となるのが、口頭・文書による国会質問である。国会議員は個人として、本会議で審議中の法案とは無関係に、口頭または文書による質問を行なうことができる<sup>(注7)</sup>。これは、法案審議では動議や発言の機会が限られている国会議

表1 総選挙での与党の勝敗

年	勝敗 <sup>1)</sup>	選挙前与党
1961	×	民主党 <sup>2)</sup>
1965	×	共和人民党
1969	○	公正党
1971	○	公正党
1973	×	公正党 <sup>3)</sup>
1977	○	共和人民党
1983	×	軍事政権 <sup>4)</sup>
1987	○	祖国党
1991	×	祖国党

（出所）筆者作成。

（注）1) ○は勝利、×は敗北を意味する。

2) 1961年以降、公正党が継承。

3) 実際は選挙前に超党派内閣が存在していたが、その前は公正党が与党であった。

4) 総選挙で、軍事政権は愛国民主党を支持していた。しかし祖国党が勝利した。

員（特に野党議員）が、有権者に自己主張する上で重要な役割を果たすと考えられる。国会質問は、国会議員の得意領域における知識、地方新聞で取り上げられる話題、有権者の陳情などをもとに作られると言われる<sup>(注8)</sup>。

国会での質問は一般的に、トルコをも含む議院内閣制諸国における行政府監視（legislative oversight）の一手段と説明される。

「口頭ならびに文書での質問は、特定の問題の説明またはそれに対する措置を求める国会議員の閣僚に対する要求である。それは直接の政治的制裁を持たないので、尋問などの他の行政府監視手段と明らかに区別しうる……。これらのことから、質問は行政府監視の点では限られた効果しか持たないと言える。」<sup>(注9)</sup>にもかかわらず、国会議員、特に野党議員が質問を頻繁に行なっていることを示すデータも存在する（表2）。トルコ国会へ第18会期（1987～91年）に提出された口頭・文書質問は3457に達したのに対し、議員提出法案は591であった。質問作成が法案作成ほど法的、技術的知識を必

要としないことは事実であるが、このことはなぜ行政府に対してあまり効果のない質問を国会議員が頻繁に行なっているかの説明にはならない。

むしろ、以下の理由が重要と思われる。第1に、質問の方が議員立法よりも最終的成果（質的な違いはあれ）を得やすい。第18会期に提出された口頭または文書による質問のうち1454（42.1%）が閣僚の口頭または文書による回答を得たのに対し、議員提出法案のうち100（16.9%）しか成立しなかった。換言すれば、国会議員は約15の質問を閣僚に回答させる間に議員立法を1件<sup>(注10)</sup>成立させられるにすぎない。国会質問回答数の議員立法成立数に対するこの比率は野党議員で特に高い。なぜなら質問のほとんどが野党議員からなされている一方、成立した議員立法のほとんどは与党議員が提出しているからである。すなわち、与党議員は法案作成に、野党議員は質問作成に特化する傾向にある。

第2に、質問は選挙区、経済部門、その他の社会集団の特定の利益を扱うことができる。閣僚の回答も、政府の不正を追求する質問に対しては紋切型でしかないが、地方の窮状に関する質問に対しては、しばしば実質的な対応を示す。例えばインフラ整備の遅れを指摘する質問に対して、すでに工事が再開されたことが報告されたり、完成の期限が約束されたりする（表3）。これにより質問者の顔が立つ一方で、回答する閣僚も人気を高めることを狙っている。これに対し、法案には平等性や既存法との整合性が要求されるために、それが特定の利益を優遇することは難しい。成立した法案の恩恵はそれゆえ薄く広く及び、法案を作成した議員への支持も同様に広く浅い。

表2 口頭・文書による質問と議員立法  
(1987～91年)

議員の活動	提出(a)	回答・成立(b)	達成率(%) (b/a)
質問	3,457	1,454	42.1
口頭	(1,255)	(98)	(7.8)
文書	(2,202)	(1,356)	(61.6)
議員立法	591	100	16.9

（出所） Türkiye Büyük Millet Meclisi [トルコ大国民議会]，TBMM Tutanak Dergisi [トルコ大国民議会議事録]，18th Legislative Period, (Ankara: December 1987-June 1991), より筆者作成。

（注）「回答」は質問に関して、「成立」は議員立法に関して。

表3 質問と答弁の例

議題番号	質 問	答 弁
7/1348	公共部門臨時労働者への賃金未払い	質問を受けて支払い実施
7/1379	土砂崩れの村落への災害認定の有無	質問を受けて災害認定
7/1421	県内の砂糖工場の建設予定の有無	時期と規模を発表
7/1479	村の電話交換局の操業の遅れ	他村の電話交換局を暫定的に利用

(出所) 表2と同じ。

第3に、国会議員が選挙区サービスをする際、与党議員は自分の党という強力な仲介を経て政府へ効果的に要求を行なうことができるが、野党議員はこのような近道を持たない。彼らはもっぱら質問という公式な手続きを経て選挙区のための政府の措置を要求せざるを得ない。

第4に、国会議員はしばしば選挙区民の注意を引くために意図的に質問を行なう。「国会議員は、彼らが行なった、特に日刊紙に載った質問とそれへの閣僚の答えを、選挙区民の問題へ関心を払っていることの証拠として示したがる」(注11)。上記の引用は、質問が国会議員の間の選挙区での競争を反映していることをうかがわせる。

### 3. 仮 説

国会議員が有権者に自己主張する目的は再選であるから、質問の数は、(1)再選確率と、(2)質問の有効性に影響されると考えられる。つまり、再選確率が低い(再選が危うい)ほど、また質問という手段が有権者への自己主張に有効であるほど、国会議員は多くの質問をするはずである(注12)。まず、(1)の現職議員の再選確率は、小選挙区制の場合直近選挙での現職議員の得票率と次点候補の得票率との差で近似的に示すことができる(注13)。しかし、トルコにおけるような比例選挙制では再選確率はそのようには決められない。比例選挙区での投票は政党リストに

対して行なわれるため、候補者ごとの得票率をはじき出せないからである。そのため本稿では、再選確率を政党リストごとに測定するための修正を行なった。

比例選挙区での国会議員の再選確率に大きく影響を与えると考えられるのは、直近選挙での選挙区における、①所属政党の得票率と、②政党リストでの競争率である。このうち①は、直近の選挙での所属政党の選挙区得票率から近似できる。この得票率が低ければ再選確率も低くなるであろう。ただし所属政党の得票率の平均値(=全国得票率)は政党ごとに異なるため、分析では政党区分が必要になる。

〔仮説1〕 国会議員は、直近の選挙での所属政党の選挙区得票率が低いほど、本選挙での個人票を増やすために多くの質問を行なう。

②の政党リストでの競争率は、各選挙区における同一政党の(選挙区定員当たりの)現職議員数によって測ることができる。これを現職間競争率と呼ぼう。現職議員にとって、政党リスト順位を巡る最大の競争相手は、同一政党の他の現職議員である。逆に新人候補が多いほど、政党リストで上位に入る確率は高まり、再選にもつながる。ただここで問題なのは、各選挙区における各政党の現職議員数が、直近選挙での得票率と相関関係にあると予想されることである。

## 研究ノート

そのため分析の際には、両者の相関関係の影響を取り除くための措置を探る。

次に(2)質問の有効性は、再選確率を規定する要因のうち、①所属政党の得票率については妥当すると思われるが、②政党リストでの競争率については政党リストの決定方式により異なると予想される。トルコにおいて、政党リスト決定方法には予備選挙によるものと党執行部によるものがある。どの選挙区でどちらの方法を探るかは政党の自由であるが、トルコでは社会民主人民党（当時名、現共和人民党）だけが予備選挙を原則としている<sup>(注14)</sup>。一方、正道党と祖国党ではほとんどの選挙区の政党リストを党執行部が作成する。政党リストが予備選挙方式の国會議員にとっては、質問を通じた自己宣伝が（支持基盤の有権者を代表する）代議員の票を獲得するのに有効であるのに対し、政党リストが執行部決定方式の国會議員にとっては、質問を通じた自己宣伝は執行部の支持を得るのに有効でないであろう。この理由からも、分析では政党リスト決定方式による区分が必要になる。

〔仮説2〕 予備選挙を戦う国會議員は、現職間競争率が高いほど、予備選挙での（代議員）票を増やすために多くの質問を行なう。

〔仮説3〕 予備選挙を戦わない国會議員は、現職間競争率が高くても質問を増やさない。

以下では、まず第II節で検定に使うデータと方法を説明する。次に第III節で第1に、質問が有権者の様々な関心を代弁しており、国會議員が個人票を集めための重要な手段となりうることを確認する。第2に、再選確率と質問の有効性が質問数に与える影響を検証する。最後に第IV節でこの結果が意味するところを議論する。

(注1) David R. Meyhew, *Congress: The Electoral Connection* (New Haven: Yale University Press, 1974)／Bruce E. Cain, John A. Ferejohn and Morris P. Fiorina, "The Constituency Component in Great Britain and the United States," *Comparative Political Studies*, vol.16, no.1, April 1983, pp.67-91／idem, "The Constituency Service Basis of the Personal Vote for U.S. Representatives and British Members of Parliament," *American Political Science Review*, vol.78, no.1, April 1984, pp.110-125／Donald D. Searing, "The Role of the Good Constituency Member and the Practice of Representation in Great Britain," *Journal of Politics*, vol.47, no.2, July 1985, pp.348-381.

(注2) Vernon Bogdanor, introduction to *Representatives of the People: Parliamentarians and Constituents in Western Democracies* (Aldershot: Gower, 1985), p.2.

(注3) トルコ共和国を1923年に建国したケマル・アタュルク (Kemal Atatürk) 初代大統領は、初期に体制野党育成を試みたことを除けば、共和人民党による一党独裁政治を行なった。アタュルクが1938年に死去した後に第2代大統領になったイスメット・イノニュ (İsmet İnönü) は、共和人民党内の分裂や第2次大戦後の民主化を求める国際世論を考慮し、複数政党制導入の決定を45年に発表した。

(注4) *Cumhuriyet*, 1987.11.5.

(注5) 個人票とは、「有権者の候補者への支持のうち、その候補者の個人的資質、資格、活動、および経歴を理由とする部分」と定義される (Cain, Ferejohn and Fiorina, "The Constituency Service Basis of . . .," p.111)。

(注6) 1991年の総選挙から、有権者は、従来の政党への投票に加えて候補者選択が可能になった。有権者はまず政党へ投票した上で、その政党リスト上の1人の候補者に限り選択の印を付けることができる。これは選択票と言われる。開票後、選択票が各候補について足し上げられる。特定候補者へ投じられた選択票が候補者の所属政党のその選挙区における得票数の15%に達した場合、その候補者は政党リストの筆頭者に優先して当選順位が与えられる。これにより同じ政党リスト内の候補者間で競争が生まれるようになった。ただ、同制度が初めて適用された1991年総選挙では、同制度による当選者は全体

の約14年に過ぎなかった。また、候補者選択投票制度は1983年の選挙法で導入はされたが、同法中の移行条項や87年総選挙に関する時限立法により、83年と87年の両総選挙では実施が凍結されてきた。その凍結は、1991年繰上げ総選挙直前の立法により解除された。このため、国會議員が、本稿の分析の対象である時期（1987～91年）にこの制度を強く意識していたかどうかは疑問である。

（注7）質問については、以下で抜粋したトルコ国會議事運営規定が定めている。

〔第94条〕質問とは、短い、提案理由のない、個人的な意見を主張しない動議により、政府に口頭または文書で回答されるよう、首相または閣僚から明確な問題について情報を求めることがある。

質問動議は、1人の国會議員のみにより署名される。

（略）

質問動議は議長へ提出される。

議長はこの動議を受付文書表に記載し、文書へ添付する形で総理府または関連省庁へ送付する。

（略）

口頭での質問への回答が自分の認識に沿っているかどうかについて、質問者は5分以内で国会演壇で意見を表明できる。

〔第96条〕文書での質問の回答は、総理府または関連省庁の手により議長に提出される。議長は、この回答を即座に質問者に伝える。回答はまた、議長により取り上げられた日またはその1ヶ月後の議事録の末尾に、質問本文と共に添付される。

文書での質問は、総理府または関連省庁へ送付された日付けから遅くとも20日以内に回答される。

議長は、この期間内に回答されない文書での質問について、首相または関連閣僚の注意を喚起する。

注意を喚起する文書の日付から15日以内に文書での質問の回答が議長へ来なければ、文書での質問は、口頭での質問へ転換され、それが提出された日付により議題での順番を得る。

〔第97条〕口頭での質問は、議長文書の総理府または関連省庁への送付日から7日後に議題に取り上げられる。議長は必要に応じて閣僚に対する口頭質問を、議題の第6部でまとめて順番に審議させることができる。

（略）

（注8）複数の元国會議員からの筆者による聞き取り。アンカラ、1993年7月。

（注9）Ömer Faruk Gençkaya, "The Impacts of

Organizational Attributes on Legislative Performance: A Structural Functional Analysis of the Grand National Assembly of Turkey, 1983-1987," (Ph. D. diss., Bosphorus University, 1990), p. 98. 強調は筆者。

（注10）すべての国會議員についての平均。野党議員に関しては、この数はより小さい。

（注11）Ersin Kalaycıoğlu, "The Grand National Assembly of the Post-1983 Multi-Party Era," in *Perspectives on Democracy in Turkey* (Turkish Political Science Association: Ankara, 1988), p. 170.

（注12）本稿では質問を従属変数としてのみ捉えた。逆に質問が独立変数として及ぼす影響力は実際には限られていると思われる。例えば、質問数が再選率に及ぼす影響について後述のデータを政党別に分析したところ、再選議員と落選議員がそれぞれ任期中に行なった質問数の平均値の間に有意な差は認められなかった。

（注13）Cain, Ferejohn and Fiorina, "The Constituency Component in . . .," p. 81.

（注14）ただし予備選挙候補者のいない選挙区では党中央執行部が政党リストを作成する。また、これとは別に、予備選挙の有無にかかわらず、党中央執行部により別途決められる議席がある。これは、追加議席（コンテンジヤン）と呼ばれるもので、複数の選挙区を持つ県または6人選挙区で最多得票した政党に対して1つずつ与えられる。追加議席用候補は予備選挙を戦う必要がない。しかし、追加議席で選ばれた国會議員が次期総選挙でも追加議席に指名されるとは限らない。実際、1987年総選挙の予備選挙での追加議席候補者のうちの少なからぬ部分は、予備選挙で敗北した後に党中央執行部により指名された者である。このため、予備選挙を原則として行なう政党では、追加議席選出国會議員の大半は次期選挙では予備選挙に出ることを念頭に入れていると考えてよかろう。

## II 方法論

### 1. データ

トルコ国会第18会期に提出された3457の口頭・文書質問のうち1717件が会期中に議題に取り上げられたので議事録に記載された（そのうち1454件が閣僚の回答を得ている）。議事録中の

これら質問の冒頭に書かれている質問要旨の全文を、選挙区関連度、質問者の名前とその属性（政党、出身選挙区など）と共に記録した。

第1に、選挙区関連度は、もし質問要旨の中で質問者の出身選挙区、あるいはそれを含む地域へ言及されていれば、「選挙区関連」として1、それ以外を「一般または他の選挙区関連」として0と定めた。

第2に、国会議員の標本は全野党議員である。ただし委員長と書記長は、党務など質問以外の活動で忙しく、また国会で会派代表としての発言機会を多く持つておらず、加えてテレビや新聞で頻繁に取り上げられる。このような彼らにとって、国会質問は有権者へ訴える上であまり重要でない。このため彼らは標本から除いた。

第3に、第18会期での野党は中道左派の社会民主人民党 (Sosyal Demokrat Halkçı Partisi: SHP) と中道右派の正道党 (Doğru Yol Partisi:

DYP) の2つのみである<sup>(注1)</sup>。与党祖国党 (Anavatan Partisi: ANAP) 議員からの質問はわずかに限られ、「与党による質問」としての標本を成すに充分でなかったため、分析の対象から外した。以上の方で作成したデータを、以下では「議事録データ」と略称する。

## 2. 内容分析

各質問要旨全文を、単語ないし接尾字付きの単語を単位として、すなわち語句別に、入力した。トルコ語の接尾字は英語の前置詞や分詞の働きをするので、単語に接尾字がつくと機能的には句が形成される。したがって、トルコ語の単語を接尾字付きで記録すると、単語の使われる文脈がある程度把握可能になる。この点で、トルコ語は内容分析に英語よりも適していると言える。各単語の標本は小さいように見えるが、これは同じ単語でも接尾字が異なるものは異なる句として別々に記録されているからである。

表4 国会議員に関する変数特性（政党別）

変 数	質 問 数		選 挙 区 得 票 率 (%)		現 職 間 競 争 率		
	所 属 政 党 <sup>1)</sup>	SHP	DYP	SHP	DYP	SHP	DYP
標 本 数		96	60	96	60	96	60
平 均		11.9	9.4	30.5	27.5	0.495	0.539
標 準 偏 差		16.5	11.9	6.40	9.09	0.224	0.343
歪 み		2.40	2.06	1.18	2.27	0.962	0.899
尖 り		6.55	5.09	4.35	6.69	0.089	-0.594
正規分布検定 <sup>2)</sup> (H <sub>0</sub> =正規分布)							
W 値		0.702	0.762	0.923	0.771	0.839	0.804
有意水準(%) <sup>3)</sup>		0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01

(出所) 「議事録データ」より筆者作成。

(注) 1) SHP は社会民主人民党、DYP は正道党を、それぞれ示す。

2) シャピロ・ウイルク検定。「変数は正規分布からの無作為抽出標本である」との帰無仮説を検定する。

3) 上記帰無仮説を棄却するための有意水準。検定結果は、6つとも0.01%という高い有意水準で、変数が正規分布していないことを示している。

接尾字を切り離して単語を数えれば、各単語の標本数は1.5倍以上に膨らむ。

### 3. 相関分析

本稿で扱う国会議員に関する変数の多くは、表4に掲げる主要なものを含めて、正規分布していなかった。このため、正規分布を前提としない（ノンパラメトリックな）分析手法である、スピアマンの順位相関分析を用いた。この相関分析では、変数の値に順位をつけ、その順位の間の相関関係を-1から1の間の係数で示す。これは、スピアマンの順位相関係数と呼ばれる。

(注1) 第19会期中の1994年1月現在の院内会派数は11であった。本稿が扱った第18会期に比べて、第19会期に院内会派が増えたのは、1991年総選挙で3つの小政党が統一リストを組んで10%の必要最低得票率（足切り水準）を確保したこと（リスト解消後は最終的に5政党に分裂）、同総選挙後に社会民主人民党から2政党が分派したこと、エデュヴィット(Bülent Ecevit)元首相の率いる民主左派党が同総選挙で足切り水準を越えられたこと、そして前与党である祖国党からオザル(Turgut Özal)元党首支持者が離党して新党（党名）を結成したことによる。

## III 結 果

### 1. 内容分析

以下では国会質問を内容分析することによりその特徴を探った。第1に、最も頻繁に使われた7つの語句を抽出した。そしてこれらの語句と他の語句の結びつきを調べた。その結果は、質問の主要な2つの関心事が(1)行政府監視と(2)資源配分であることを示している。第2に、質問の種類と質問者の選挙区指向との間の関係を分析した。

**最頻語句**——表5に示された最頻20語句の中で、質問の主旨を最もよく示唆しているのは名

詞または名詞からなる句であるように見える。国会議員は、接尾字付きあるいは無しの7つの名詞を最も頻繁に使った。それは、(1)「～との（諸）訴えに」( $n=397$ )、(2)「～県」( $n=217$ )、(3)「～郡」( $n=115$ )、(4)「～の（諸）問題に」( $n=108$ )、(5)「～の（諸）理由に」( $n=95$ )、(6)「時」( $n=86$ )、(7)「訴え」( $n=79$ )である<sup>(注1)</sup>。これらの語句を概観することによって、国会質問要旨の特徴をとらえることができよう。まず、「～県」や「～郡」が頻繁に現われていることは、質問の多くが選挙区に関係していることを連想させる。これは後に詳しく見る。

次に、図1は、「～県」と「～郡」を除く残り5つの最頻語句について関連性の高い語句の累積相対頻度を示している（「～県」と「～郡」は特定の語句との関連性が認められなかつたので除いた）。「関連性の高い語句」とは、上記5つの最頻語句に対する相対頻度が最も高いそれぞれ10の語句のうち、表5の20語句（すなわち相対頻度が高くて当たり前のもの）を除いたものである。累積相対頻度が高いほど最頻語句が特定の語句と関連していることになる。この図から、最頻語句には特定の語句と関連性が比較的低いものと高いものがあることが分かる。

第1に、特定の語句との結びつきが比較的低い最頻語句は、「～との（諸）訴えに」(18.6%)、「～の（諸）理由に」(27.4%)と「訴え」(41.8%)である（かっこ内は最頻語句に対する累積相対頻度。以下同様）。これらは主に政府の責任を追及する質問で用いられているようである。野党は政府を、様々な訴えについて、また様々な問題の理由について問い合わせていることが分かる。政府は多岐にわたる問題で責任を問われていると言える。第2に、特定の語句との結びつ

表5 全質問中使用頻度が最も高い20語句

日本語の意味 (原語)	使用されている品詞	頻度	頻度順位	
			全語句中	名詞からなる語句中
～と (ve)	接続詞	796	1	
～との(諸)訴えに (iddiasına/ iddialarına)	名詞	397	2	1
～県 (il)	名詞	217	3	2
何 (ne)	疑問詞	211	4	
一つの (bir)	形容詞	193	5	
～のために (icin)	後置詞	174	6	
いくつかの (bazı)	形容詞	122	7	
～郡 (ilçesi)	名詞	115	8	3
～の(諸)問題に (sorununa/ sorunlarına)	名詞	108	9	4
～とともに (ile)	接続詞	107	10	
～された (edilen)	現在分詞	106	11	
なされた (yapılan)	現在分詞	98	12	
～のような (gibi)	後置詞	97	13	
～の(諸)理由に (nedenevine/ nedenlerine)	名詞	95	14	5
関して (ilgili)	形容詞	89	15	
時 (zaman)	名詞	86	16	6
この (bu)	形容詞	85	17	
訴え (iddia)	名詞	79	18	7
属す (bağlı)	形容詞	78	19	
～であるところの (olan)	現在分詞	65	20	

(出所) 表4と同じ。

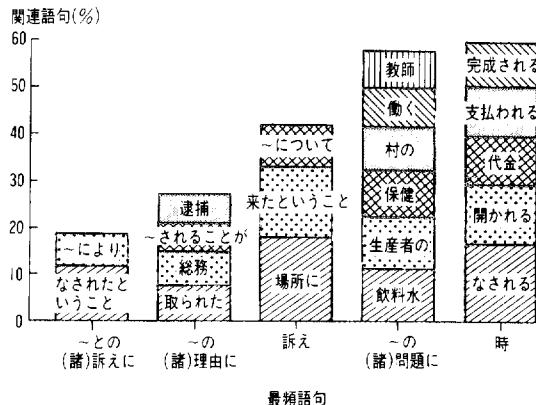
(注) 表中の太字は、語句中に名詞が用いられていることを示す。

きが比較的高い最頻語句は、「～の(諸)問題に」(58.3%), 「時」(59.4%)である。これらは主に資源分配要求を行なう質問で用いられているようである。「～の(諸)問題に」は経済社会的問題を表わす語句、特に公共資本整備、公共交通サービス、政府補助金、労働者との結びつきが強い。同様に、「時」は、疑問詞「何」(表5中にあるので、図1には含まれなかった)と常に一緒に用いられ(相対頻度100%), 「いつ」の意味になっている。そして地元開発や農産物買い上げ代金支払いに関して用いられ、これらの早

急な実施を求めている。

**選挙区への関心**——「～県」や「～郡」を意味する語句が上で見たように多用されていたことは、国会議員が選挙区民へ訴えるために選挙区の問題を特に取り上げているのではないかとの推測を生むかもしれない。議事録に記載された質問1717件のうち37.2%に当たる639件が選挙区関連(定義については第II節第1項参照)である。さらに、地域特産物の政府買い上げ価格やその時期など、明示的ではないが選挙区に関連している質問をも加えると、実質的に選挙区

図1 最頻語句と関連性の高い語句の累積相対頻度



(出所) 表4と同じ。

(注) 「～県」と「～郡」を除く。

に関連する質問がすべての質問の半分に達すると思われる。

選挙区関連質問とそれ以外の質問ではその内容にどのような違いが現われるだろうか。表6は最頻100語句のうち選挙区関連指標が最も高い10語句（ただし、固有名詞を除く）を選んでいる。各語句の選挙区関連指標は、その語句が含まれる質問の選挙区関連度の平均値である。まず、選挙区関連指標が高い語句のほとんどは、飲料水や医療などの社会資本の不足や新規公共事業の必要性を示唆している。これらの質問はまた、公共事業がいつ開始または終了するのか（「時」）を尋ねることによって政策実施を監視したり、選挙区関連の問題（「～の（諸）問題」）政府の対応を促したりすることをも狙っている。資源配分を目的とする質問は、このように選挙区関連問題と密接に関連している。

他方、選挙区関連指標が最も低い（従って一般的、他選挙区関連性が最も高い）10語句の（表7）うち半分は問題の次元や広がりが国家レベルであることを示唆している。選挙区関連指標

表6 選挙区関連指標が最も高い10の語句<sup>1)</sup>

語句	選挙区関連指標 <sup>2)</sup>	標本数
飲料水	0.96	24
(新設の) 郡	0.86	22
水	0.86	22
時	0.78	86
～の問題に	0.78	40
なされることが	0.76	25
考えられたかどうか	0.75	32
(将来) なされることに	0.70	20
なされるかどうか	0.55	20
保健	0.55	42

(出所) 表4と同じ。

(注) 1) 固有名詞を除く。

2) その語句が含まれる国会質問の選挙区関連度の平均値。

表7 選挙区関連指標が最も低い10の語句<sup>1)</sup>

語句	選挙区関連指標 <sup>2)</sup>	標本数
トルコの	0.02	41
公共の	0.04	23
国	0.05	22
トルコ	0.10	31
税	0.14	21
公職	0.14	21
わが国に	0.15	20
総務	0.15	40
訴え	0.15	79
関して	0.16	89

(出所) 表4と同じ。

(注) 1) 固有名詞を除く。

2) その語句が含まれる国会質問の選挙区関連度の平均値。

が9番目に最も低い語句「訴え」は、一般的・他の選挙区関連の質問が政府の責任を問う傾向にあることを示している。しかしこれら最も一般的な語句は、税金問題を除いて特定の問題とは密接に関連していないよう見える。

## 2. 再選確率の決定要因：仮説1～3の検証

本稿が検証する仮説は、

〔仮説1〕 国会議員は、直近の選挙での所属政党の選挙区得票率が低いほど、本選挙での個人票を増やすために多くの質問を行なう。

〔仮説2〕 予備選挙を戦う国会議員は、現職間競争率が高いほど、予備選挙での（代議員）票を増やすために多くの質問を行なう、

〔仮説3〕 予備選挙を戦わない国会議員は、現職間競争率が高くても質問を増やさない、というものであった。

図2は予備選挙の有無が、質問数と選挙区得票率および現職間競争率の間に与える影響を、スピアマンの順位相関係数（以下、スピアマンの $r$ と略称）で示している。

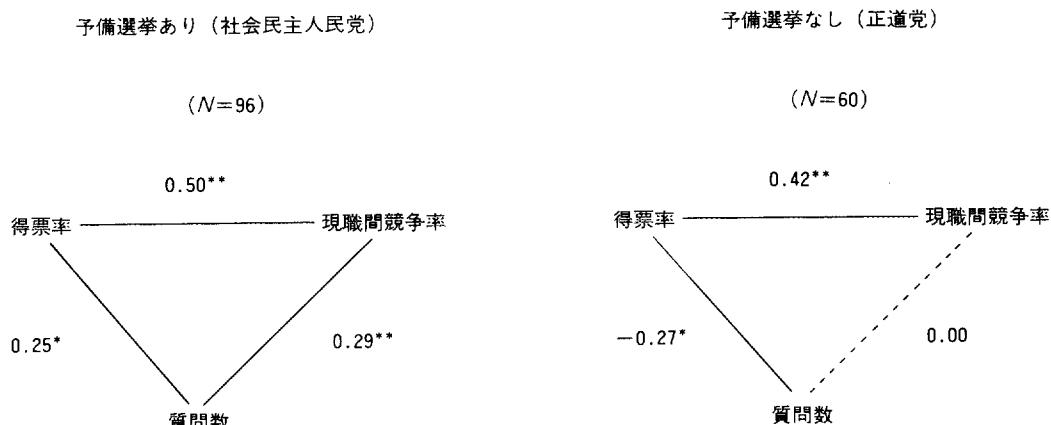
第I節第3項で予想したように、選挙区得票率と現職間競争率との間に相関関係（スピアマンの $r$ は社会民主人民党で0.50、正道党で0.42、

それぞれ0.01%，0.1%水準で有意）が認められる。このため両変数間の影響を制御するように偏（順位）相関分析を行なったのが図3である。ここでは、得票率（または現職間競争率）が質問数に与える影響を測るときに現職間競争率（または得票率）の間接的な影響が除去されている。

まず、①選挙区得票率が質問数と有意な相関関係にあるのは、予備選挙を行なわない正道党だけであった（スピアマンの偏 $r$ は-0.30、5%水準で有意）。同党では、（直近選挙での）選挙区得票数が低いほど多くの質問がされたことになる。一方、予備選挙を行なう社会民主人民党の質問数は、選挙区得票率とは有意な相関関係になかった。仮説1は、予備選挙が行なわれない正道党についてのみ支持された。

次に、②現職間競争率が質問数と有意な相関関係にあるのは、予備選挙を行なう社会民主人民党であった（スピアマンの偏 $r$ は0.20、5%水準で有意）。現職議員間の競争が激しい（選挙区

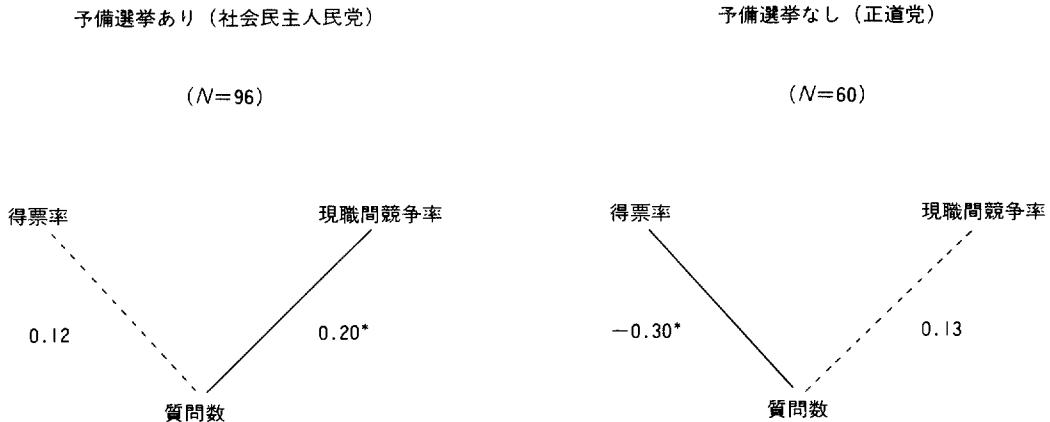
図2 予備選挙の影響：単純相関



(出所) 表4と同じ。

(注) 数字は、得票率と現職間競争率の間の相関関係の影響を除去する前の、スピアマンの $r$ （\*は5%水準で、\*\*は1%水準で、それぞれ有意）。また、実線は変数間の相関を、破線は（10%の有意水準で）無相関を示す。

図3 予備選挙の影響：偏相関



(出所) 表4と同じ。

(注) 数字は、得票率と現職間競争率の間の相関関係の影響を除去した後の、スピアマンの偏 $r$ (\*は5%水準で有意)。また、実線は変数間の相関を、破線は(10%の有意水準で)無相関を示す。

定員当りの所属政党現職議員数が大きいほど多くの質問がされたことになる。反対に、相関関係がないのは予備選挙を行なわない正道党であった。この2つの結果は、仮説2と仮説3を支持している。

### 3. 予備選挙の重み

それではなぜ、予備選挙方式の社会民主人民党では得票率が質問数に対して影響を持たないのだろうか。その理由のひとつとして考えられるのは、政党リスト順位を巡る競争が激しいことである。予備選挙結果が非常に不確定だと、直近選挙で得票率が高くても、それが議員の安心材料にならず、質問数も減らないためと思われる。政党リスト順位を巡る（現職・新人を含めた）全候補間の競争性は例えば、現職議員の政党リスト順位における、当選時と次期総選挙の間の相関関係で近似的に測定できよう。

表8は、現職議員の政党リスト順位の変動性を、1987年と91年それぞれの総選挙での政党リスト順位の間の相関係数で、政党別に示してい

る。予備選挙が行なわれない正道党では、現職議員の1991年総選挙の政党リスト順位が直近(87年)総選挙の政党リスト順位に影響されていた（スピアマンの $r$ は0.33、5%水準で有意）。これに対し、社会民主人民党では現職議員の

表8 現職議員の政党リスト順位の変動性<sup>1)</sup>  
(1987年と91年)

所 属 政 党	社会民主 人民党	正 道 党
標本数 <sup>2)</sup>	89	38
スピアマンの $r$	0.15	0.33
有意水準	16%	5%

(出所) Cumhuriyet, 1987年11月各日版をもとに筆者作成。

(注) 1) 変動性が大きいほどスピアマンの $r$ は小さくなる。

2) Cumhuriyet紙は左派知識人を読者層にしている。おそらくそのため、同紙に掲載された1987年総選挙での政党リストのうち、中道右派の正道党のものは部分的にしか掲載されなかった。このため同黨の標本数が小さくなつたが、分析では統計的に有意な結果を得ることができた。

1991年総選挙の政党リスト順位は直近総選挙の政党リスト順位に影響されていなかった（スピアマンの $r$ は0.15、有意水準が16%であるため棄却）<sup>(注2)</sup>。予備選挙方式では、前回の政党リスト順位が全く参考にならないほど候補者間の競争が激しいことがわかる。このため、再選をめざす議員にとって、個人票を集めることの重要性は、本選挙では相対的に低いのではないだろうか。

(注1) 表5を最初に作成する際、語句の単複の区別をしたため、「～との訴えに」(n=381),「～の諸問題に」(n=68),「～の理由に」(n=86)は表に含まれたが、「～との諸訴えに」(n=16),「～の問題に」(n=40),「～の諸理由に」(n=9)は含まれなかつた。しかしその後、語句の単複の区別をしてもしなくとも（頻度順位は多少変わるもの）同じ語句が最頻20語句に当たることが分かつた。そこで、1項目の標本数を増やすために同表ではあえて単複の区別を行なわないことにした。

(注2) この結果は、各党の現職議員の数の違いによるものではない。確かに現職議員の標本総数では社会民主党が正道党よりも多いが、現職議員が存在する選挙区に限ってその平均人数を両党についてt検定したところ、両者の間に有意な差は認められなかつた。

#### IV 結 論

本稿の中心的主張は、比例代表制の下でもトルコのように選挙区規模が比較的小さければ、国会議員個人を意識して投じられる票が重要になるということであった。個人票を直接測定することはできないが、国会議員が個人票をどれだけ意識しているかを調べることにより、個人票の重要性を間接的に測ることができよう。その際に、国会議員が個人票を意識している度合の指標となるのが、口頭・文書による国会質問であった。国会議員は個人として、本会議で審

議中の法案とは無関係に、口頭または文書による質問を行なうことができるからである。

まず、内容分析により、国会質問には選挙区関連質問とそれ以外の質問があり、前者は資源配分要求と、後者は行政監視と特に結びついていることが分かつた。次に、国会議員が有権者に自己主張する目的は再選であるから、(1)再選確率が低い（再選が危うい）ほど、また(2)質問という手段が有権者への自己主張に有効であるほど、国会議員は多くの質問をするはずであるとの前提から、下記の3つの仮説を検証した。

〔仮説1〕 国会議員は、直近の選挙での所属政党の選挙区得票率が低いほど、本選挙での個人票を増やすために多くの質問を行なう。

〔仮説2〕 予備選挙を戦う国会議員は、現職間競争率が高いほど、予備選挙での（代議員）票を増やすために多くの質問を行なう。

〔仮説3〕 予備選挙を戦わない国会議員は、現職間競争率が高くても質問を増やさない。このうち仮説1は部分的に、仮説2と仮説3は全面的に支持された。仮説1が社会民主党については支持されなかつた理由は、予備選挙での競争が激しいために、議員個人にとって本選挙の重要性が相対的に低いことではないかと推測した。

立法研究の観点からすると、議員の代表活動を調べる上で国会質問によるアプローチに限界があったことは否定できない。国会質問は、国会議員と有権者とのつながりの間接的な証拠でしかない。また、与党議員がどのように個人票獲得活動をしているかが分からなかつた。今後「代表活動」への理解を深めるためには、国会議員の選挙区サービスなどを調査する必要があ

ろう。

最後に、トルコ政治分析の視点から一言述べておきたい。筆者は以前に、トルコ議会が政府の決定の単なる追認の場でないことを、国会常任委員会での法案修正を根拠に主張した<sup>(注1)</sup>。本稿は、その立法府を構成する議員個人が、有権者をどの程度意識して行動しているのかを見

るひとつの試みでもあった。

(注1) Yasushi Hazama, "The Politics of Amendment in the Turkish Legislature," *Developing Economies*, vol.30, no.3, October 1992, pp. 284-298.

(アジア経済研究所総合研究部)